

横浜市立洋光台第二中学校 PTA 規約

第1章 名称及び所在

第1条 本会は横浜市立洋光台第二中学校 PTA と称し、事務所を横浜市立洋光台第二中学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教職員とが協力し、学校・家庭および地域社会での生徒の幸福な成長をはかることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教職員とが協力し学校と家庭の教育に関し、理解を深め生徒の学習および生活の向上を図る。
- (2) 地域社会の協力を得て、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- (3) 会員相互の親睦の向上をはかる。

第3章 方針

第3条 本会は次の方針によって活動する。

- (1) 本会は教育を本旨とする民主団体とし、自主性をもち、他の団体・機関の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利そのものを目的とするような行為を行わない。
- (3) 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や人事には干渉しない。
- (4) 第2章の目的および活動の充実をはかるため、地域社会（洋光台地区を中心とした地域）の諸団体と協力関係を保つ。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する常勤の教職員とする。ただし、保護者については一世帯一会員とする。

第5条 会員は平等の義務と権利をもつ。

第5章 会計

第6条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもって、これにあてる。

第7条 会員の会費は、一世帯を単位として総会で承認された額とする。

第8条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。ただし役員は他の委員を兼ねることはできない。

- (1) 会長1名（保護者）
- (2) 副会長2名（保護者）
- (3) 書記3名（保護者2名教職員1名）
- (4) 会計3名（保護者2名教職員1名）

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
- (3) 書記は総会・運営委員会等の議事を正確に記録し、その他の庶務にあたる。
- (4) 会計は会計事務を行い、年度初めの総会において決算報告を行う。

第12条 役員の仕事は1年とし、再選をさまたげない。

欠員が生じたときの補充については、運営委員会において協議決定する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会計監査委員

第13条 本会に会計監査委員2名（保護者）をおく。

第14条 会計監査委員は年2回会計を監査し、年度初めの総会で報告する。

第15条 任期は役員に準ずる。ただし、役員および他の委員を兼ねることはできない。

第8章 総会

第16条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第17条 総会は定期総会（年度初めおよび年度末）と臨時総会の2種とする。

第18条 定期総会の主な事項は次のとおりとする。

- (1) 前年度決算報告・事業報告、新年度事業計画、予算の審議・承認
- (2) 新年度の役員および会計監査委員の選出・承認
- (3) その他本会の重要事項の審議・承認

第19条 総会は会長がこれを招集する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長はこれを招集しなければならない。

第20条 総会招集通知は遅くとも総会の7日前までに発送しなければならない。

第21条 総会の成立、および議決は次のとおりとする。

- (1) 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。委任状提出者は出席とみなす。
- (2) 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は議長が決める。

第9章 役員会

第22条 役員会の構成は次のとおりとする。

い・ 会長 ろ・ 副会長 は・ 書記 に・ 会計 ほ・ 学校長 へ・ 副校長

第23条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。

第10章 運営委員会

第24条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第25条 運営委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) クラス委員
- (3) 校外委員
- (4) 第26条5により特別委員会を設けたときは、その正副委員長
- (5) 青少年指導員
- (6) 運営委員会は必要に応じ教職員の出席を求めることができる。

第26条 運営委員会は会長が招集する。原則として毎月1回開き、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画および予算・決算の審議ならびに作成
- (2) 総会に提出する議案ならびに報告書の作成をする。
- (3) 総会によって、決定された事項の処理、推進をはかる。
- (4) (1) から (3) の事業を推進するために、運営委員会内に班、部、係もしくは小委員会を設置することができる。この場合、班長・部長・小委員会会長等を適宜定める。
- (5) 必要ある場合に運営委員会に属する特別委員会を設置することができる。
- (6) その他必要な事項。

第27条 運営委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 クラス委員および校外委員

- 第28条 クラス委員および校外委員の選出と役割は下記のとおりとする。
- (1) クラス委員については、年度当初、各学級ごとに保護者の互選により2名を選出する。
 - (2) クラス委員は主として校内におけるPTA活動に従事する。
 - (3) 校外委員については、通学区域内の均衡を考慮し選出されるよう、運営委員会が学校と協議し必要な人員を選出する。
 - (4) 校外委員は主として地域との連絡役を担い、PTAが参加する地域活動に従事する。

第12章 推薦委員会

- 第29条 役員および会計監査委員の選出に資するため、推薦委員会を設置する。推薦委員会は、年度末をもって解散する。
- 第30条 推薦委員については、年度当初、各学年の保護者からクラス数マイナス1名、教職員から1名を選出し、選出された者の氏名は会員に報告する。ただし、第36条1項により増員する。
- 第31条 推薦委員会は推薦委員が全員選出された後、すみやかに発足する。
- 第32条 推薦委員は互選により正副委員長を選出する。
- 第33条 推薦委員長は適宜推薦委員会を招集し、役員および会計監査委員の候補者の選定作業に入る。
- 第34条 推薦委員長は選定した候補者の氏名をすみやかに選挙管理委員会に報告する。

第13章 選挙管理委員会

- 第35条 役員および会計監査委員の選挙に関し、公正公明な選出を推進するため選挙管理委員会を設置する。
- 第36条
1. 選挙管理委員については年度当初、各学年の保護者から1名、教職員から1名を選出し、選出された者の氏名は会員に報告する。ただし、立候補者がいない場合は、推薦委員をかねるものとする。
 2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員が全員選出された後すみやかに発足する。
- 第37条 選挙管理委員は互選により正副委員長を選出する。
- 第38条
1. 選挙管理委員会は、役員および会計監査委員の選挙公示をし、公示の日から28日間、役員または会計監査委員の立候補を受け付ける。
 2. 役員または会計監査に立候補しようとする者は選挙管理委員会の選挙公示日から28日以内に選挙管理委員会に対し、書面をもって届けなければならない。

第39条 選挙管理委員会は、第34条の候補者および前条の立候補者名を年度末総会の5日前までに全会員に知らせなければならない。

第40条 選挙は選挙管理委員会主催のもとに原則として年度末総会において実施する。選挙に関する事項は選挙管理委員会が定める。

第14章 改正

第41条 規約は総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。ただし、改正案は総会の5日前までにその内容を全会員に知らせなければならない。

附則

1. 本規約は昭和51年6月25日より施行する。

昭和59年3月2日より施行する。 (全部改正)

昭和60年4月27日より施行する。 (一部改正)

平成3年4月1日より施行する。 (一部改正)

平成4年4月1日より施行する。 (一部改正)

平成9年3月1日より施行する。 (全部改正)

平成12年5月20日より施行する (一部改正)

平成14年4月1日より施行する。 (一部改正)

平成17年3月7日より施行する。 (一部改正)

平成24年2月22日より施行する。 (一部改正)

令和4年5月13日より施行する。 (一部改正)

2. 本規約の運用について、必要な細則は、運営委員会において定めることができる。